る。 (平成二十四年度における特例公債の発行等) (平成二十四年度における特例公債の発行等) (平成二十四年度における特例公債の発行等)	(趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) ((趣旨) ((趣旨) ((趣旨)) ((趣旨)) ((世)) (()) ((世)) ((世)) (())	必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に	修 正 案	
金額の範囲内で、公債を発行することができる。 般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十四年度の一 (特例公債の発行等)	より、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。 み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めること 目的)	平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律	現行	

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正新旧対照表

(傍線の部分は修正部分)

	3 第一項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債(
	法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。
	る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の
	子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図
	次項において同じ。)についての償還及び平成二十六年度以降の利
	換国債につきこれらの規定により順次起債される借換国債を含む。
	項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借
	別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一
	2 前項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債(特
	経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
	む。)の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を
	十四年度及び平成二十五年度における利子の支払に要する費用を含
	い見込まれる費用(この項の規定により発行する公債に係る平成二
	四年度及び平成二十五年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴
(新設)	第三条 政府は、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十
	等)
	(平成二十四年度及び平成二十五年度における年金特例公債の発行
かな減債に努めるものとする。	かな減債に努めるものとする。
4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速や	4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速や
の計画を国会に提出しなければならない。	の計画を国会に提出しなければならない。
3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還	3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還
される同項の公債に係る収入は、平成二十四年度所属の歳入とする。	される同項の公債に係る収入は、平成二十四年度所属の歳入とする。
間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行	間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行
2 前項の規定による公債の発行は、平成二十五年六月三十日までの	2 前項の規定による公債の発行は、平成二十五年六月三十日までの

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則	のいずれか遅い日から施行する。 のいずれか遅い日から施行する。ただし、第三条の規定は、この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、こ所 則
	の適用については、国債とみなさない。 4 年金特例公債は、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定 次項において「年金特例公債」という。)については、平成四十五